

EU・米国カバードアグリーメント締結を受けた
全米保険長官会議（NAIC）による
再保険担保の撤廃に向けた検討について

一般社団法人 日本損害保険協会 国際企画部
（2018年1月作成）

米国における再保険担保規制

- 米国外の再保険会社によるクロスボーダーの受再に関し、当該社の信用リスクに関係なく、一律に引受負債相応額の100%の担保が求められている。
- 米国外の受再保険会社のみをターゲットにした差別的な規制であることから、日本を含む諸外国は再保険担保規制の撤廃・低減を求めてきた。
- 全米保険長官会議（NAIC）では、2001年から再保険規制改革に取り組み、2011年秋に、再保険担保の減額制度を含む改革案（再保険モデル法およびモデル規制改正）を採択した。
<http://www.naic.org/store/free/MDL-785.pdf>
<http://www.naic.org/store/free/MDL-786.pdf>
- 同改革により、米国外の再保険会社が一定の資本要件や報告要件を満たせば、再保険担保の減額が認められることとなった。

NAIC再保険担保規制改革の概要（1）

- 標記改革により、米国外の再保険会社は一定の資本要件や報告要件を満たせば、再保険担保の減額（信用格付に応じ0%、10%、20%、50%、75%、100%の6段階）が認められることとなった。
- 再保険担保減額の適用を受けるには、以下の2つの条件が満たすことが求められる。
 1. 当該再保険会社の所在国（管轄区域）が、「Qualified Jurisdiction（認定管轄区域、以下QJ）」として認定されていること。
http://www.naic.org/cmte_e_reinsurance.htm#qual
 2. 当該再保険会社がモデル法導入州に申請し、信用リスクの審査を受け、再保険担保減額の適用が適切であるとの評価（「Certified Reinsurer（認定再保険者）」の認定）を受けること。
http://www.naic.org/cmte_e_reinsurance_certified_reinsurers.htm

NAIC再保険担保規制改革の概要（2）

- 各州によるQJの認定を促進するため、NAICは、諸外国の再保険監督・規制などを評価し、各州が参照できるQJのリストを作成する手続きを整備した。
http://www.naic.org/documents/committees_e_reinsurance_related_qualified_jurisdictions_final_130827.pdf
- 認定再保険者に関し、申請を受けた州が当該再保険会社の「Lead State（リード州）」となり、初期分析の結果やNAIC内のピアレビュー等に基づき、認定を最終決定する。認定を受けた再保険会社が別のモデル法導入州で認定を受ける場合、文書提出のみの簡略な手続き（Passporting）が用意されている。
- NAICのモデル法には原則として各州への強制力は無く、導入は各州の任意とされていた（2017年7月末時点で41州（市場の74.8%）が採択）。NAICは、再保険モデル法の実効性を高めるため、同モデル法を、各州の遵守状況が評価される「Accreditation Program（認証プログラム）」の対象とすることを2016年春に決定した（2019年から実施）。

損保協会の対応/日本のQJ取得

- 損保協会は、日米の政府間協議などの機会を利用し、再保険担保の撤廃・低減を求めてきた。
<http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/usa/qj.html>
- NAICの再保険担保規制改革に対しても、再保険モデル法の改正やQJ認定手続き等の市中協議に対し、都度意見書を提出し、過剰な要件・手続きの排除等を求めてきた。
- 2015年1月に日本を含む7つの管轄区域（日本以外はバミューダ、フランス、ドイツ、アイルランド、スイス、英国）がQJに認定された。損保協会は、NAICによるQJ認定手続きおよび金融庁の対応に協力した。QJの資格は5年ごとに再審査されることとなっている。

カバードアグリーメント

- NAICの改革とは別途、米財務省および通商代表部（USTR）は、2016年2月から、EUとの間で「Covered Agreement（カバードアグリーメント、以下CA）」の交渉を開始し、2017年1月に再保険規制（担保や拠点設置要件の撤廃）を含む内容に合意、同年9月に署名した。その結果、米国の各州は一定の基準に合致するEU再保険会社に対し、再保険担保を5年以内に撤廃することとなった。

<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/sm0164.aspx>

http://www.naic.org/cipr_topics/topic_covered_agreement.htm

- CAとは、米国金融改革法（ドッド・フランク法）で規定された「保険・再保険事業の健全性に関する二国間・多国間の合意」である。交渉の目的として、米国にはEUソルベンシーII同等性評価の取得が、EUには米国でのEU再保険会社に対する再保険担保の撤廃があったと報じられており、双方の要望を織り込んだ相互承認の形で交渉は決着した。

CA実施方法に関するNAICの意見募集

- CA合意に基づく再保険担保撤廃の具体的な実施方法はNAICが検討することとされ、NAICでは、2017年12月21日付けで、意見募集（2018年2月6日締切）およびパブリックヒアリング（2月20日）を実施することを公表した。
http://www.naic.org/documents/cmte_e_reinsurance_covered_agreement_notice_171221.pdf?171222
- NAICの意見募集では、以下の5点に対する意見が求められている。
 - ① EU再保険者に対する再保険担保の撤廃を可能とするモデル法改正
 - ② 将来のCA締結地域の再保険者に対する類似の取扱いの拡大
 - ③ QJの再保険者に対する類似の取扱いの提供
 - ④ QJ評価基準の変更の検討
 - ⑤ 米国出再者に対する追加「ガードレール」（担保撤廃によるリスク増大に対応するRBCの変更または他の規制アプローチ等）の検討

CA実施方法に対する損保協会意見

- NAICの意見募集に対する損保協会の意見（案）の主な内容は以下のとおり。
なお、本対応において、日本以外の非EUのQJ（バミューダ、スイス、ブレグジット後の英国）の業界とも連携している。
 - NAIC再保険モデル法改正による再保険担保の撤廃実現を支持する。
 - その際、規制の公平性・整合性等の観点から、①EUや②将来のCA締結地域の再保険会社のみならず③非EUのQJの再保険会社も同等に扱うべき。
また、再保険会社の審査に関しても、EUと非EUのQJとの間で基準を揃えたうえ、簡便な内容とすべき。
 - 再保険担保の撤廃に伴う④QJ評価基準の変更や⑤担保以外の規制強化は不要。